平成２１年（フ）第１３２５号
福岡市東区貝塚団地３―907
債務者　荒木　捷代（旧姓吉村・仲西）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９４号
福岡市南区桧原３丁目19番７―105号
債務者　川上　政文
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９６号
福岡県太宰府市吉松２丁目14番７号
債務者　森　　昭範
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０３号
福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目２番地５コモンシティ美しが丘北Ａ102号
債務者　北崎明寿美（旧姓武石）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４６１号
福岡県太宰府市青山４丁目20番５号
債務者　山崎　輝海
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４６２号
福岡県太宰府市青山４丁目20番５号
債務者　山崎聖生子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８７号
福岡県古賀市天神７丁目３番８号
債務者　中村　人己
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８９号
福岡県筑紫野市岡田１丁目３番地１プロムナードⅡ201号
債務者　川上　正幸
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４２号
福岡県前原市篠原西３丁目５番53号
債務者　櫻木　正人
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５４号
福岡市東区御島崎１丁目10番104号
債務者　河瀬　昭博
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５８号
福岡市東区香椎台３丁目９番５号
債務者　大庭　久弘
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５８５号
福岡市城南区東油山３丁目18番502号
債務者　松本　富子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６０９号
福岡県朝倉市上浦718番地１
債務者　藤井　剛武
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１０号
福岡県朝倉市上浦718番地１
債務者　藤井　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２２号
福岡市博多区住吉１丁目５番２号
債務者　川端　幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６４７号
福岡市早良区小田部４丁目６番24号
債務者　近藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７７号
福岡市博多区吉塚１丁目28番６号
債務者　濱田　容子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２４号
福岡市城南区別府団地１番1003号
債務者　津田　正二
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部